

# 樹木等管理業務共通仕様書

堺市公園緑地部が発注する樹木等管理業務はすべてこの仕様書に従って履行し、その他必要な事項は特記仕様書によるものとする。業務責任者は、現場を把握し、設計書及び仕様書等に基づき業務を履行するものとし、内容において疑義が生じた場合、監督員に確認すること。

業務履行に当たり、監督員あるいは業務責任者が行う指示、承諾、協議、報告及び通知は、原則として書面によるものとする。

## 1. 総則

### (1) 作業が可能な日・時間帯

- 1) 灌水、薬剤散布、緊急事態を除き、原則は下記の通りとする。
  - ・土・日・祝日と年末・年始を除く日。
  - ・作業時間は8:30 から 17:30 まで（準備・後片付けを含む）。
- 2) 1) 以外に下記を考慮すること。
  - ・児童の登下校の時間帯における園路部への車両通行や重機の使用は避ける。
  - ・周辺住民の要望や所管警察からの指導。
- 3) 受注者の都合によりやむを得ず1) 以外の日時に作業を希望する場合は、監督員の了解を得たうえで、休日作業届を提出すること。

### (2) 年間工程表・週間工程表・作業終了連絡

- 1) 総価・単価複合契約業務における全ての工種は、仕様書を遵守した年間工程表を業務実施計画書に記載し、監督員の了解を得ること。仕様書に施工時期の記載がない工種については監督員に確認すること。
- 2) 作業予定について、総価・単価複合契約業務、単価契約業務（緊急時を除く）とも、いずれの工種も、監督員に前週までに週間工程表をFAXまたは電子メールにて送付すること。雨天等により予定を変更する際は速やかに連絡すること。また集中作業期間（総価・単価複合契約業務は複数回除草の1回の区切り等、単価契約業務は1枚の指示書全てを完了するのに要した期間等）を終えたとき、速やかに監督員に連絡すること。

### (3) 苦情要望・事故対応

- 1) 地元住民及び警察等からの苦情・要望等があった場合、監督員に連絡すること。
- 2) 人や物に損傷を与えるなどの非常事態が発生したときは、臨機の処置をとり、ただちに監督員に連絡すること。作業に起因する第3者への損傷及び事故については、受注者の責任において、発生時から修復完了まですべての事項について誠意をもって解決すること。

### (4) 業務改善指示

作業内容に不足があった場合、監督員がその改善指示を行うので受注者は、総価・単価複合契約業務では週報に、単価契約業務は出来高報告書または日報に記載すること。

### (5) 安全管理

- 1) 業務に使用する建設機械及び資器材等の搬入・搬出にあたっては、現場付近の道路状況や住宅環境等を綿密に調査し、無理のない計画を立案すること。

- 2) 現場周辺に下記を明記した看板を掲示すること（別紙参照）。看板の大きさは、縦 90 cm横 60 cmを標準とする。
  - ① 業務名
  - ② 作業内容
  - ③ 上記作業の今回実施期間・時間帯
  - ④ 発注者名・連絡先
  - ⑤ 受注者名・連絡先
- 3) 作業員は身体を保護するため防塵眼鏡、前掛、レガース、ヘルメット、安全靴等を着用し怪我の防止に努めること。
- 4) 作業中は周辺通行者や車両に対して危険が及ばぬよう、カラーコーン・コーンバー・ロープ・シート等により安全対策を講じ、適宜交通整理を行うこと。
- 5) 近隣に建築物、車両が所在する箇所や、地表に小石が目立つ箇所では小石の飛散防止シート措置を必ず行うこと。
- 6) 作業範囲が広大で全域をカラーコーン等で囲むのが困難な箇所で、かつ周辺通行者が散見される場合は、作業員をある程度固めて配置し、互いに安全に注意すること。
- 7) ブロワーは小石を飛ばす可能性が高いので、集草や清掃作業はできるだけフォークやさらえを使用すること。
- 8) 車両規制や通行規制等の解除の許可申請は受注者の責任において行うこと。
- 9) 道路上から作業をする場合は、所轄警察署の道路使用許可証（写し）を携帯し、許可条件等を遵守すること。
- 10) 交通誘導警備員は、業務の危険性を十分認識し歩道、車道等において車両・歩行者等の誘導整理・案内をサービスとし、これに専念しなければならない。また、事前に業務実施計画書の緊急連絡表等を熟知しておくこと。
- 11) 交通誘導警備員Aとは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づき交通誘導警備員検定合格者（1級又は2級）とする。使用の際は当該者の資格証明書の写しを提出すること。
- 12) 剪定・伐採作業中の倒木等による事故を防止するため、作業に入る前に対象木の点検を行うこと。またその結果枯損や倒木の恐れが判明したときは、速やかに監督員に報告し、指導を受けること。
- 13) 刈草・剪定枝葉等のゴミ類が周辺通行者の交通の支障にならないよう速やかに集積すること。
- 14) 配電線、送電線に近接して剪定作業を行う場合は事前に、あるいは切った幹枝が電線に引っ掛かってしまった場合は速やかに関西電力株式会社に連絡すること。
- 15) 高所作業
  - ① 適切な作業床高の作業車を使用すること。
  - ② 作業床では安全帯を手すり等に掛け、定格荷重及び定員内で作業すること。
  - ③ 堅固な地盤にアウトリガーを最大に張り出し、水平を確保して作業すること。
  - ④ 短距離でもブーム、アウトリガーは必ず完全に格納した状態で移動すること。
  - ⑤ 作業床伸縮範囲には必ず作業員またはガードマンを配置し安全確認を行うこと。
- 16) 法面作業  
滑り止め用具を用いる等安全確保に努めること。
- 17) チェーンソーを使用する伐木作業  
作業員は下肢の切創防止保護衣を装着すること。

18) その他安全上必要と認められる事項については、監督員の指導に従うものとする。

## (6) 廃棄物処理

1) 園内清掃及び水面清掃以外で排出されたゴミ類は下表に分別し処分すること。

種別	搬出先
草、幹枝、根株	株D I N S 堺R A C 事業所
フジ枝・竹類・つる草・樹木支柱・紙屑・木屑・布屑	堺市クリーンセンター臨海工場
側溝清掃土砂	特記仕様書参照
空カン・空ビン・ペットボトル	別紙参照にて分別し、ビニール袋等に入れ作業公園内の監督員指定の場所
瓦礫、粗大ゴミ	監督員に連絡し、作業公園内の監督員指定の場所
小石	作業区域内にある程度集めて埋設
サクラ類穿孔性害虫防除シート（撤去分）	発注者事務所

2) 共通項

- ① 全ての作業について、作業に伴いゴミが発生した場合は周辺を含め清掃を行うこと
- ② 堺市一般廃棄物収集運搬業許可登録車は、この発注にかかる堺市の委託業務での使用は認められない。
- ③ 除草・剪定等により発生した刈草、剪定枝の処分場への運搬は除草・剪定等の作業を行った事業者が行わなければならない。但し、許可業者へ委託する場合はこの限りではない。
- ④ 上記の搬出先が緊急に使用できなくなった場合は、監督員の指導に従うこと。
- ⑤ 収集運搬に際しては、飛散防止シート等により養生し、廃棄物等の流出や飛散及び悪臭の漏れることのないようにする等、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める処理基準を遵守しなければならない。
- ⑥ 処分費が発生するD I N S 堺R A C 事業所および堺市クリーンセンター臨海工場分の廃棄物においては他業務発生分との混載は認めない。また受注者が他自治体や民間（事業者）と契約した業務で発生した廃棄物を、樹木等管理業務の廃棄物としてその処分費を堺市へ請求した場合など、悪質な場合は契約を解除する場合もある。
- ⑦ 処分場の区分に沿って廃棄すること。D I N S 堺R A C 事業所での剪定枝・刈草と大径木など、2種以上の物を混合廃棄し、割高な料金を処分場に徴収された場合、出来高として認めない場合もある。

3) 株式会社D I N S 堺R A C 事業所の概要と主な搬入基準

本項に記載のない事項については処分場の指導に従うこと。

- ① 受注者は搬入登録する車両について、事前に搬入許可カード発行一覧表（剪定枝等運搬車両番号一覧表）の電子様式に入力し、監督員に電子メールにて送付すること。またその車両の車検証の写しを監督員に提出すること。
- ② 株式会社D I N S 堺R A C 事業所からF A X連絡があるので、搬入カードを受け取り保管すること。
- ③ 廃棄物搬入時は株式会社D I N S 堺R A C 事業所の指導に従い、一般廃棄物管理票（簡易マニフェスト）に記入にすること。簡易マニフェストのA票は運搬業者控、B票は堺市控、C票は処分業者控である。
- ④ 処分費の支払は荷下ろし計量後、簡易マニフェスト（A票・B票）と引き換えに、直接現金で行う。
- ⑤ 所在地：堺市西区築港新町4丁2番3号

⑥ TEL：072-245-7777

⑦ 搬入可能な曜日・時間

午前9時～12時、午後1時～4時30分

月曜～土曜日（ただし祝祭日及び年末年始を除く）

⑧ 料金区分

区分	説明・搬入許可条件	料金
剪定枝・刈草等	草（土砂等の混入がないもの） 幹枝（概ね長さ2000mm以内、直径300mm以内）	契約書参照
根株・大径木	根株（最大径1000mm未満） 幹枝（最大径300～600mm未満）	契約書参照

⑨ 搬入基準

ア 基本条件

- a 剪定作業及び除草作業等から発生した、枝・葉・幹・草に限る。
- b 上記a以外の品目は搬入不可。
- c 土砂、石、がれき類の混入は禁止。
- d 泥分の混入の多いものは禁止。
- e 鉄類（釘、ボルト、空缶、一斗缶等）の混入は禁止。
- f 危険物（カセットボンベ、消火器、油類）の混入は禁止。
- g 腐敗臭等の悪臭を放つものは禁止。
- h 動物の死体等の混入は禁止。
- i 運搬中に剪定枝・刈草が飛散しないようシート等で覆うこと。なお、必要に応じてロープで止めること。

イ 搬入不可物

- a 竹類は大きさに係わらず禁止。
- b つる性の植物（木本性のものは）長さに係わらず禁止。

ウ 搬入カード

- a 搬入カードは、株式会社DINS堺RAC事業所において受注者の費用負担での発行となり、発行を受けた者が責任を持って管理すること。
- b 履行期間中、紛失及び破損・変形等した場合は、理由の如何を問わず受注者の負担で再発行の手続きを行うこと。

#### 4) 堺市クリーンセンター臨海工場の概要と主な搬入基準

本項に記載のない事項については処分場の指導に従うこと。

① 搬入の際に必要な書類

- ・搬入事業者の所在地及び名称の確認できるもの（社員証、名刺等）
- ・運搬者の雇用関係の確認できる書類（社員証、保険証、名刺等）
- ・ごみの発生した場所の所在地及び名称の確認できる書類（樹木等管理業務の契約書表紙の写し）

② 所在地：堺市堺区築港八幡町1番地70

③ TEL：072-282-7400

④ 搬入可能な曜日・時間

a 午前8時30分～午後4時30分まで

b 月曜日～日曜日（祝祭日も可。ただし施設点検日及び年始を除く）

⑤ 料金：契約書参照

⑥ 搬入基準：一般廃棄物に限る（動植物性残渣、木屑、紙類、布屑等）

⑦ 処分伝票（領収書）は本書に業務名を記入し、担当者が確認した後に写しを提出のこと。

## (7) 写真管理

- 1) 業務写真はカラーとする。
- 2) 黒板に業務名・受注者名・作業箇所・作業内容を明記すること。
- 3) 十分に認識できればデジタルカメラによる写真の印刷物も写真と同等とみなす。
- 4) 廃棄物処分の撮影頻度は、廃棄物種類毎に下表の通りとする。

工種	撮影項目	撮影頻度/組 (枚)
廃棄物処分	積込作業中状況	5回
	運搬中状況	5回
	荷開け中状況	5回

- 5) 廃棄物処分以外の各工種の撮影頻度は、規格毎、集中作業期間（作業頻度）毎、公園の主に園路で区切られた範囲毎で、さらに下表を標準とする。特に施工中写真は、作業員の安全具装着状況、周囲への安全対策状況が分かるように撮影すること。撮影場所、撮影頻度は業務実施計画書に記載し、監督員の了解を得ること。

工種	撮影項目	撮影頻度/組 (枚)
人力除草、水中除草	作業前中後状況	100m <sup>2</sup>
機械除草（肩掛式）	作業前中後状況	2,000m <sup>2</sup>
芝刈	作業前中後状況	2,000m <sup>2</sup>
刈込み（機械刈り）	作業前中後状況	300m <sup>2</sup>
生垣機械刈	作業前中後状況	300m
棚フジ剪定	作業前中後状況	棚毎
見本切り剪定	作業前中後状況	実施回毎
中高木剪定（カイヅカイブキ、ヤナギ垂枝、樹木幹吹き、ポプラ含む）	作業前中後状況	10本
サクラ類穿孔性害虫防除シート巻き、同撤去	作業前後状況	30本
サクラ類穿孔性害虫点検	作業中状況	30本
支障木伐採、抜根（低木）	作業前中後状況	100m <sup>2</sup>
支障木伐採、抜根（低木以外）	作業前中後状況	10本
伐竹	作業前中後状況	100m <sup>2</sup>
園内清掃	作業前中後状況	2,000m <sup>2</sup>
水面清掃	作業前中後状況	1,000m <sup>2</sup>
側溝清掃	作業前中後状況	100m
地被類植付	作業前中後状況	100株
低木植栽	作業前中後状況	50株
中木植栽	作業前中後状況	30株
高木植栽	作業前中後状況	10株
防草シート設置	作業前中後状況	100m <sup>2</sup>
防根シート設置	作業前中後状況	50m <sup>2</sup>
養生柵	作業前中後状況	50m
支柱設置・撤去	作業前中後状況	10組
灌水	作業中状況	給水回毎
薬剤散布	病害原因生物拡大写真	種類毎
	作業中状況	調査回毎
	使用する薬剤数量	調査回毎
	薬剤調合状況	調査回毎
	使用後薬剤残量	調査回毎
薬剤打込	作業前中後状況	30本

薬剤注入	使用前薬剤数量	作業日毎
	作業中状況	30本
	使用后薬剤残量	作業日毎
掘取	作業前中後状況	10株
交通誘導警備員配置	作業中状況	作業日毎
高所作業車・トラック・バックホウ・ラフテレーンクレーン運転	作業中状況	作業日毎

6) その他下記の写真も適宜撮影すること。

- ・業務看板
- ・施工区域の施工前後の広域写真
- ・その他監督員の指導するもの

## (8) 検査

業務（中間）完了後、業務責任者は監督員に業務完了関係書類を提出し検査を受けること。

## (9) 資機材

本市が提供する資材を除く、業務に要する一切の資機材は受注者において負担すること。

## (10) 暴力団等の排除

1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指示しなければ

ばならない。

- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指示を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

## 2. 工種別仕様

### (1) 除草・芝刈・刈込み・柵フジ剪定・中高木剪定共通項目

- ① 刈草・切除した枝葉は原則即日処分すること。やむを得ず即日処分が不可能な場合は監督員に連絡し、飛散防止措置を行う等了解を得たうえで、後日処分すること。

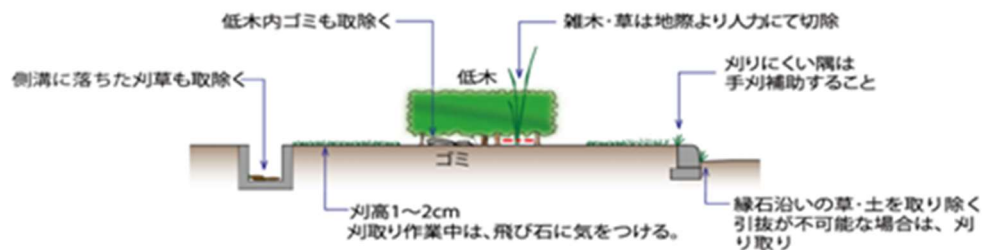
### (2) 除草・芝刈共通項目

- ① 対象地において、生態系保全のため特定植物の存置を指導する場合がある。対象を十分確認し、それらや既存植栽を傷めないよう十分注意すること。これらを誤伐した場合、補植を指示する場合もある。
- ② ②の誤伐防止のため、人力除草と機械除草を同時計上（仕様上の補助的な人力除草含む）している箇所は、人力除草を先行して行うこと。

### (3) 除草

#### 1) 人力除草・機械除草共通項目

- ① 草が比較的多く、茎が軟らかい広葉雑草が多い場合を標準としている。
- ② 刈取り高さはGLより10mm～20mm以内とする。ただし、現場状況により監督員の指導に従うこと。



#### 2) 人力除草

- ① 抜取除草  
移植ゴテ、鎌等を使用し、根ごと取り除くこと。
- ② 切取り除草  
鎌等を使用し、刈り取ること。

#### 3) 機械除草

- ① 使用機械は肩掛式刈払機（カッター式）を標準とする。
- ② 既存樹の根元や施設の隣接部、側溝内など作業困難な箇所は適宜人力切取り除草

を併用すること。

③ 刈りムラのないようにすること。

④ ニセアカシア、センダン、ナンキンハゼ、トウネズミモチ等の外来種は駆除のため、カッター（チップソー）で切除できる太さの実生、ひこばえは除伐すること。

#### 4) 水中除草

① 草が比較的多い場合を標準としている。

② 刈り取り高は水面とし、鎌等を使用し刈り取ること。

③ 水質悪化の原因となるゴミ、浮草、落葉などを取り除くこと。

④ 回収したゴミは、十分に水分を切ってから分別すること。

#### (4) 芝刈（自走式、手押ロータリ式ローンモア共）

① 刈込み高さは、GLより20mm以内とする。

② 既存樹木の地表根・枝葉と接触する箇所では適宜手刈り・機械除草（肩掛式）を併用し、それらを傷めないように注意すること。

#### (5) 刈込み・棚フジ剪定・中高木剪定共通項目

① 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して刈込み、剪定すること。

#### (6) 刈込み

目標樹形は監督員に確認すること。

##### 1) 機械刈り・手刈り・生垣機械刈

① あらかじめ対象内の雑木実生と樹冠に絡んだツルを切除すること。

② 植込地内に入って作業する場合は、枝条を損傷しないよう注意すること。監督員の了解を得れば簡易な通路を形成してよい。

③ 明らかな弱勢木を発見した場合は監督員に連絡すること。

④ 園路の交差点や、周囲の中高木等で見通しの悪い箇所は低めに刈込むこと。

⑤ 枝の密生した箇所は中すかしを行い、残した小枝で輪郭線を作ること。

⑥ 機械刈りで、刃先が届かない箇所は適宜手刈りを併用すること。

⑦ 針葉樹は萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り芽つみ等を併用すること。

⑧ 枯損枝または株は撤去すること。

⑨ 刈り取った枝葉は樹冠内に残らないよう、きれいに取り去ること。

⑩ 刈込み方向に枝が倒伏した場合は枝返しを行うこと。

⑪ 背面、側面の刈込みを忘れぬこと。

#### (7) 棚フジ剪定・中高木剪定共通項目

① 剪定は目的・樹種により目標樹形・方法が異なる。特別の指導がない限り作業着手前に、監督員と立会の上見本切り剪定を行い、監督員の了解を得てから作業に着手すること。見本切り剪定は平日に行うので、1週間前までに監督員と日程調整すること。仕様書及び監督員の指導、見本切りを無視した剪定を行った場合、出来高として認めない。

#### (8) 棚フジ剪定

##### 1) 冬季剪定

① 絡み合った枝をほどいて、込み合った枝や上向きの枝を枝元から切除すること。



- ② 短枝は優先的に残し、骨格枝でない長枝は花芽を3～4個になるよう、先端の残置外芽基部から10mm上部の位置で切り戻すこと。
- ③ 従来の骨格枝で腐朽が目立つものは切除し、切断面直径が50mm以上になる場合は腐朽防止剤を塗布すること。後、別の長枝で骨格枝を配置し直すこと。
- ④ 上記の作業にて、骨格枝とシュロ縄の結束をバランスよく再配置し、長枝は棚端から500mm程度控えた位置まで切り戻すこと。ただし棚端から500mm以内に花芽があればその花芽は残すこと。
- ⑤ コブを切除し、患部に腐食防止剤を塗布すること。コブ切除に用いた刃物は消毒しない限り他の作業に絶対に使用しないこと。

2) 夏期剪定

- ① 果実を切除すること。
- ② 絡み合った枝をほどいて、込み合った枝や上向きの枝を枝元から切除すること。骨格枝とシュロ縄の結束をバランスよく再配置し、長枝は棚端から300mm程度控えた位置まで切り戻すこと。
- ③ 上記の作業にて、概ね棚全体の面積の2/3を覆う程度に枝葉量を調整すること。
- ④ コブを切除し、患部に腐食防止剤を塗布すること。コブ切除に用いた刃物は消毒しない限り他の作業に絶対に使用しないこと。

(9) 中高木剪定

1) 基本事項

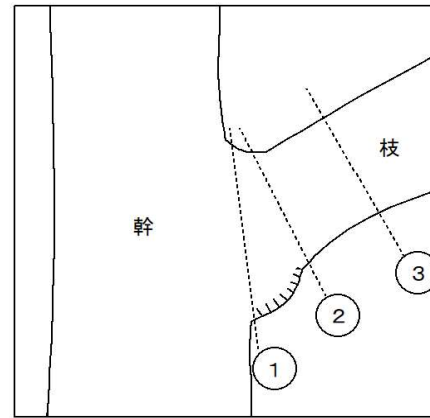
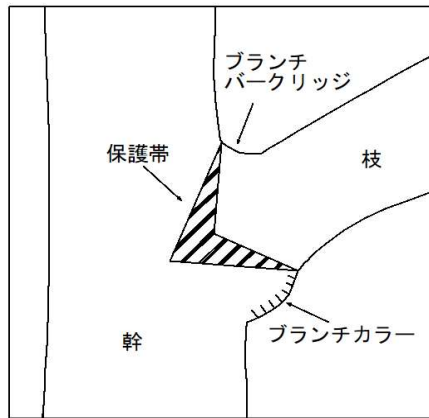
- ① 剪定に適した時期は大まかには以下の通り。監督員の特別の指導がない限りこれを遵守すること。

種別	最適期	適期
落葉樹	冬（厳冬期除く）	梅雨、秋
常緑樹	春先、秋	梅雨、冬（厳冬期除く）

- ② 残す枝葉の量は、剪定前と比較し、夏期剪定が1/2以上（2/3以上程度が理想）、冬季剪定が1/4以上（1/3以上程度が理想）を標準とする。
- ③ 基本的に切除すべき枝は下記の通り。  
枯枝、罹病枝・食害枝（回復の見込みが少ないもの、または回復に長時間かかりそうなもの）、通行・視距・架線障害枝、過度の遮光枝、越境枝、建築限界侵犯枝、やご（ひこばえ）幹ぶき、徒長枝、からみ枝、逆さ枝、ふところ枝、車枝、立枝、平行枝
- ④ 特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。

2) 切り方

- ① 正しい切り位置は下図②。①③で切ると傷口が塞がらず幹腐朽の原因となる。1次以上の枝も同様。



切り過ぎ①の例。切り位置が幹に近すぎる。傷口が塞がらないため幹腐朽で最も多い原因の一つ。



切り残し③の例。剪定後数年経過後。中途半端に残った枝が邪魔で分枝点で傷口が塞がらない。

- ② チェーンソー使用は、現場状況において監督員が了解する場合以外は認めない。
- ③ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は監督員の指導がない限り行わないこと。
- ④  $\Phi 100\text{ mm}$ （サクラ類は $\Phi 50\text{ mm}$ ）以上の切断面にはトップジンMペーストの塗布等の防腐処理を施すこと。
- ⑤ 大枝の剪定は、目標箇所の元口側の表皮が剥離しないよう、目標箇所の数 $100\text{ mm}$ 末口側であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ行うこと。
- ⑥ 切り詰め剪定の際は、残存枝先端の定芽は、その方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向き（原則として外芽、枝垂れものは内芽）とする。

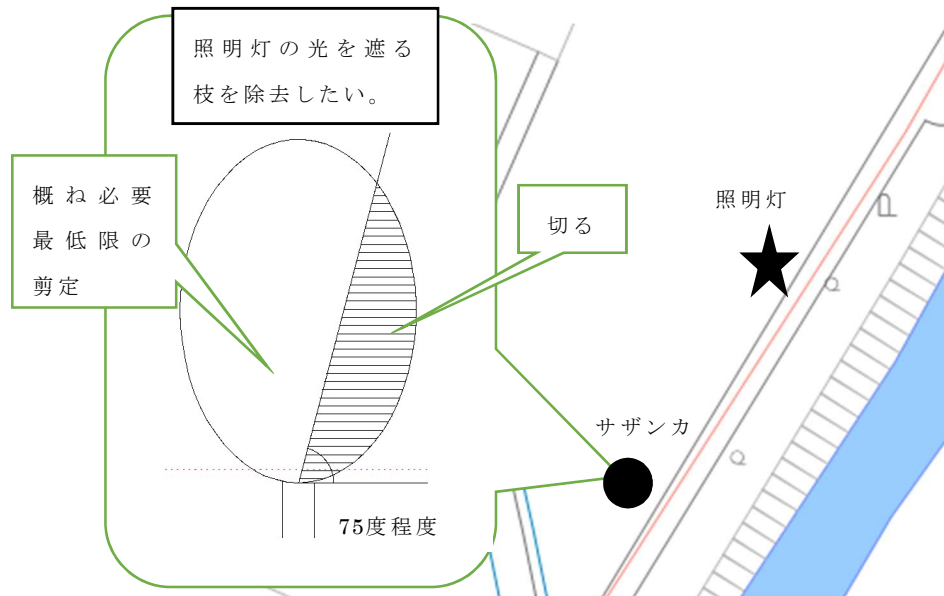
### 3) 外形

- ① 見本切りの樹高、枝張り、下枝高を遵守すること。
- ② 列植樹は特に樹高、枝張り、下枝高等の統一感に配慮すること。
- ③ 群植樹の外形は、個体間のバランスに配慮すること。
- ④ 下枝を上げすぎると受風時に重心が高くなり風倒しやすくなる。下枝高は樹高の $1/3$ 以下を標準とする。ただし緑地利用者の通行や見通しにも留意すること。
- ⑤ 風折れ防止のため、樹冠長比は $50$ 以下を目標、大きくとも $70\sim 80$ 以下とすること。枝も樹冠長比の幹径を枝元径に置き換えて同様にすること。

### 4) 配枝方法

- ① 大枝、中枝、細枝、予備枝を量的にバランスよく残すこと。
- ② 主幹は基本的に一本で直立させること。

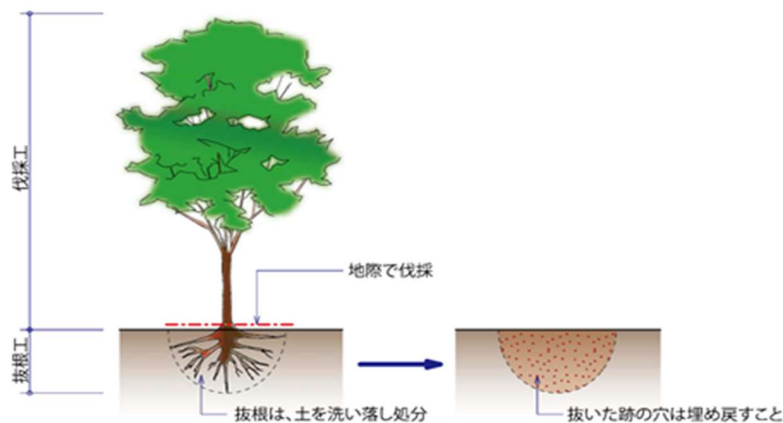
- ③ 主枝はできる限り四方平均にラセン状に、外形も四方にバランスがよいよう配枝すること。ただし剪定目的が通行・視距・架線障害枝、過度の遮光枝、越境枝、建築限界侵犯枝の切除のみである場合は、これら以外の枝は、基本事項の残す枝葉の量を目安に、概ね枯れ枝等を除く程度の必要最低限の剪定で良い（下記例）。監督員の指導に従うこと。全体にバランスよく剪定すると障害部位にも枝が再生しやすいため。



- ④ 勢いの強すぎる枝は元口側の枝の分岐点で弱勢枝に切り替えること。  
 ⑤ 芯は原則止めないが、監督員が摘芯を指導した場合はこれに代わる別の芯を仕立てること。

### (10) 支障木伐採

- 1) 枯損木及び緑地管理上支障となる樹木を伐採するものである。原則として切った枝や幹を地上に自然落下させる。伐倒も可能とする。
- 2) 伐採高さは概ね地際を標準とするが監督員に確認の上作業を行うこと。
- 3) 地際近くで切断した場合は周辺土で覆土し、周辺通行者が躓かないようにすること。

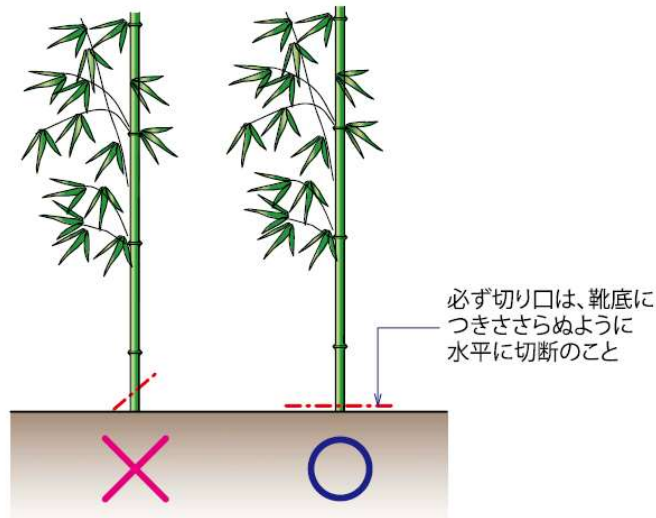


### (11) 支障木抜根

- 1) 周辺樹木、構造物、埋設物、民家の壁などを破損しないように注意深く行うこと。
- 2) 抜根後、直ちに周辺土で埋め戻し、地表面を均して危険のないように処置すること。
- 3) 根株はできるだけ土を落として運搬すること。

### (12) 伐竹

- 1) 高さの低い竹 (H=3m程度) の伐採。笹類や下草の除去を含む。竹は人がつまづかないよう、又は靴底に突き刺さらぬように地際で水平に処理すること。ただし、現場状況により監督員の指導に従うこと。
- 2) 下草刈りについては、除草工参照のこと。



### (13) 園内清掃

- 1) 回収したゴミ類はビニール袋等に入れ作業公園内の監督員指定の場所に集積すること。
- 2) L型側溝、雨水桝上に溜まったゴミ類は水の流れを阻害し、下水管に流れこむと詰りの原因になるので取り除くこと。
- 3) 植込地に散乱する落葉、落枝も竹ぼうき等によりかき集め、袋詰めすること。出来る限り表土を含めないよう注意すること。

### (14) 水面清掃

- 1) 水質悪化の原因になるゴミ、浮草、落葉等を取り除くこと。
- 2) 回収したゴミ類は十分に水分をきってから、ビニール袋等に入れ作業公園内の監督員指定の場所に集積すること。

### (15) 側溝清掃

- 1) 土砂の流出、飛散および悪臭の漏れる事のない構造の車を使用し、本書の廃棄物処理の項の記載に基づき分別、処理すること。
- 2) 側溝は無蓋で幅240mm、堆積高さは50mmを標準としている。

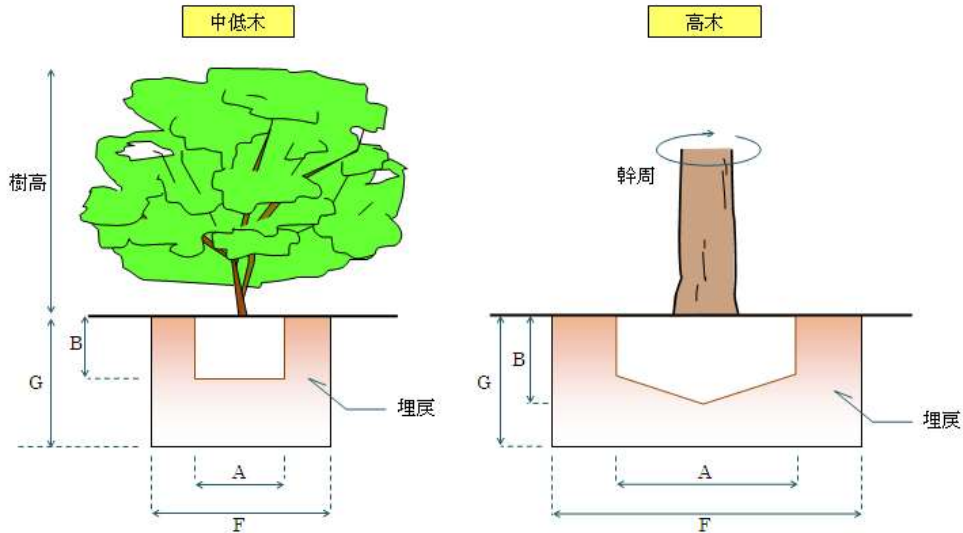
### (16) 地被類植付

- 1) 植付地は深さ200mmまで耕し、ガレキその他生育に支障となるものを取り除くとともに、土塊がある場合はよく砕いておくこと。
- 2) 植付後、地被が容易に抜けぬように軽く押さえて、必ず水極めすること。その水は受注者にて用意すること。

### (17) 低中高木植栽

- 1) 植栽位置や植栽密度は監督員の了解を得ること。
- 2) 植穴の大きさは下表の通りとする。

- 3) 樹木の根や枝の割れ、傷などの部分があれば鋭利な刃物で切り除き、根拵えを行うこと。
- 4) 植穴底に良質土を敷き均すこと。土壤改良材を使用する場合は十分に土と混合すること。深植えにならないように注意し樹木を安置した後、覆土しながら突棒をもって十分つき固めること。
- 5) 樹木の向きは、周辺通行者の邪魔にならないことと見栄えを考慮し監督員の了解を得ること。
- 6) 懐枝、過剰枝、徒長枝等があれば、見栄えを損なわない程度に剪定すること。
- 7) 植栽後必ず水鉢を作り、水極めを行うこと。その水は受注者にて用意すること。

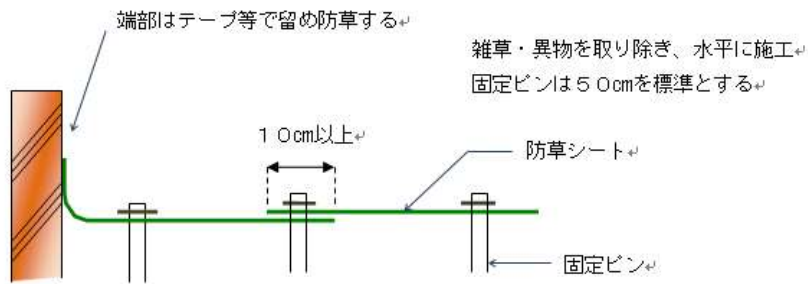


規格cm		根鉢径cm	根鉢厚さcm	植穴径cm	植穴深さcm
中低木	( 樹高 )	30未満	15	29	23
		30以上 50未満	17	33	26
		50以上 80未満	20	37	28
		80以上 100未満	22	41	31
		100以上 150未満	26	46	35
		150以上 200未満	30	54	40
		200以上 250未満	35	61	46
	250以上 300未満	40	69	51	

規格cm		根鉢径cm	根鉢厚さcm	植穴径cm	植穴深さcm
高木	( 幹周 )	10未満	33	69	37
		10以上 15未満	38	75	40
		15以上 20未満	47	87	46
		20以上 25未満	57	99	53
		25以上 30未満	66	111	59
		30以上 35未満	71	117	62
		35以上 45未満	90	141	75
		45以上 60未満	113	171	90
		60以上 75未満	141	207	109
	75以上 90未満	170	243	128	

### (18) 防草シート設置

- 1) 防草シートは、本市より支給する。
- 2) 防草シートを設置する箇所の除草は丁寧に行い、施工すること。



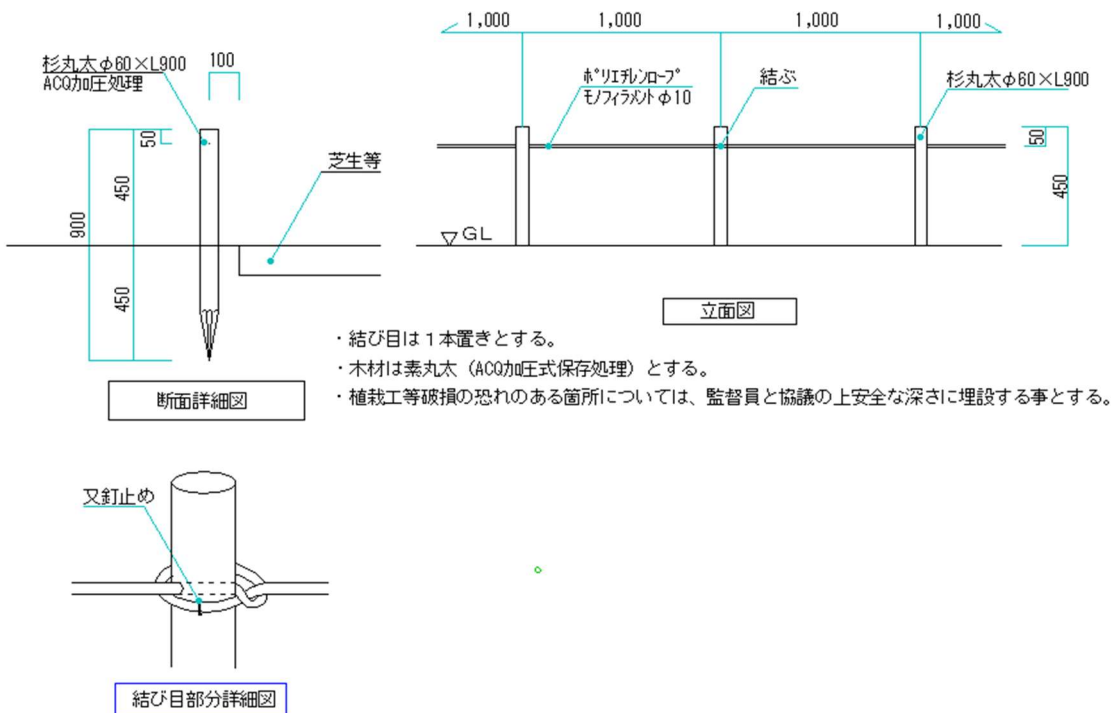
### (19) 防根シート設置

- 1) 防根シートは、本市より支給する。
- 2) 樹木が構造物等に根が侵入しないように防根シートにて遮断するもので、樹木と構造物の状況をよく把握し、施工すること。決して根茎に直接張り付けるような施工ではなく、根が張りそうな構造物と10cm（竹は50cm）間隔を開け遮断すること。
- 3) 根を遮断する方向に、地表から垂直に構造物、掘削面等に張付けること。
- 4) 施工にあたっては監督員の立会によって指導を仰ぐこと。

### (20) 養生柵設置

- 1) 丸太はドリルにて穴を開け、ポリエチレンロープを丸太ごとに1周し、抜けぬように釘止めとする。
- 2) 打込はぐらつきのないように、また、打込時に末口に割れが入らぬように注意すること。

養生柵

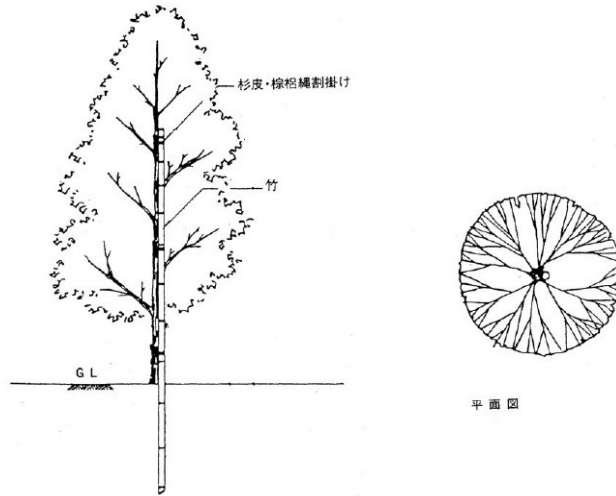


### (21) 支柱設置

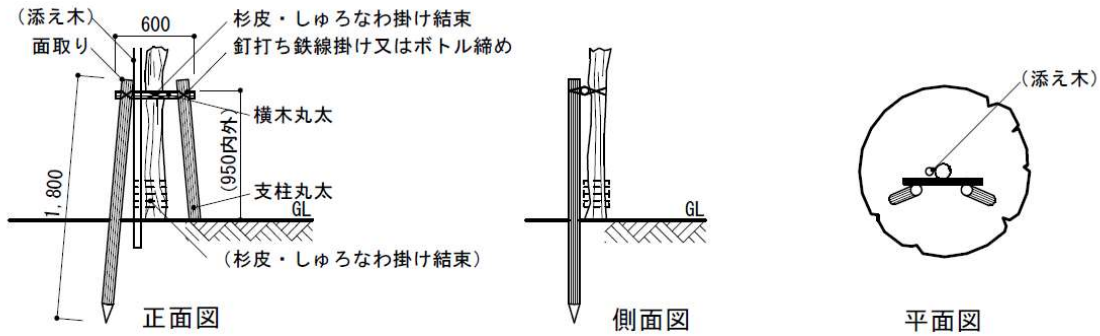
- 1) 樹幹の、控木の丸太との交差部分は、全て杉皮を巻き、しゅろ縄で緩みのないように割り縄がけに結束し、控木の丸太と丸太との接合する部分は、釘打ちの上、鉄線がけとし、必ず端末は周辺通行者が怪我のないように処理すること。控木に唐竹を使用する場合も同様とする。

2) 控木は皮むき杉丸太、ACQ処理、地中部分は先端切込したものとする。打込はぐらつきのないように、また、打込時に末口に割れが入らぬように注意すること。

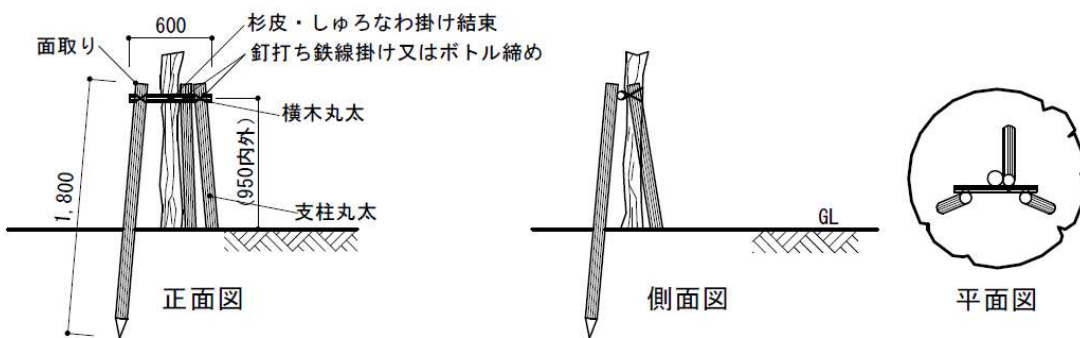
・ 1 本支柱



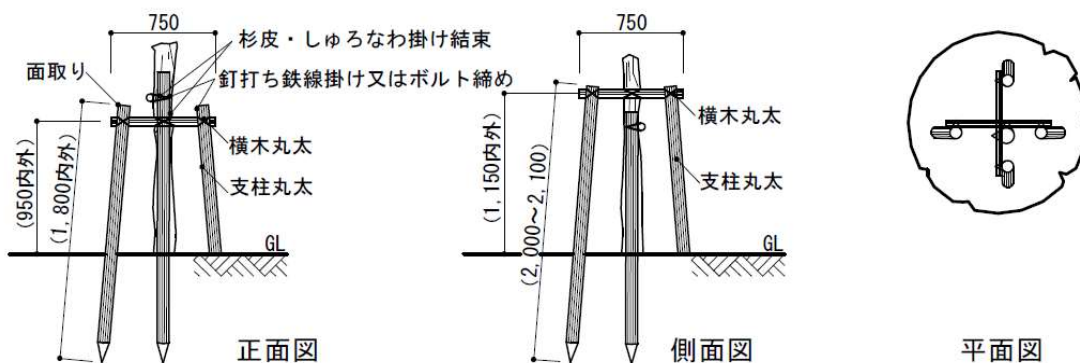
・ 二脚鳥居支柱



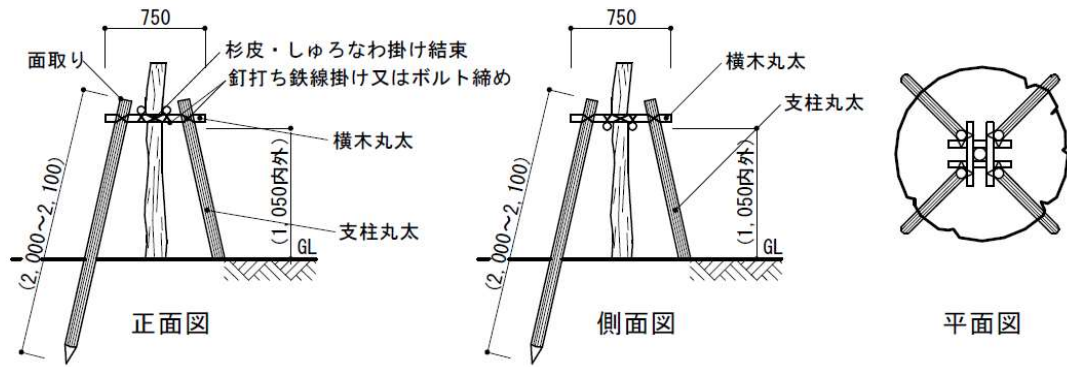
・ 三脚鳥居支柱



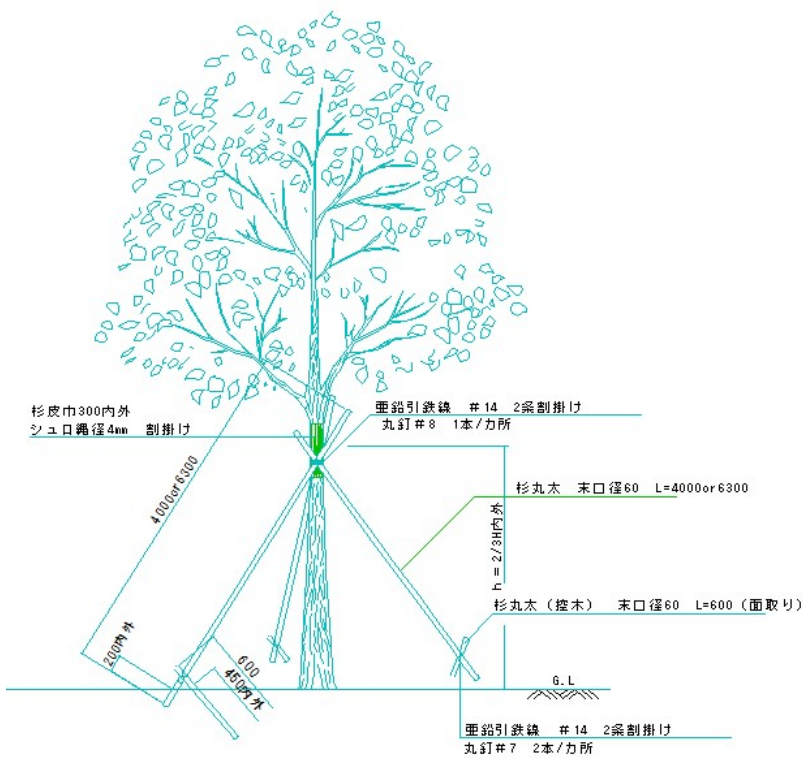
・ 十字鳥居支柱



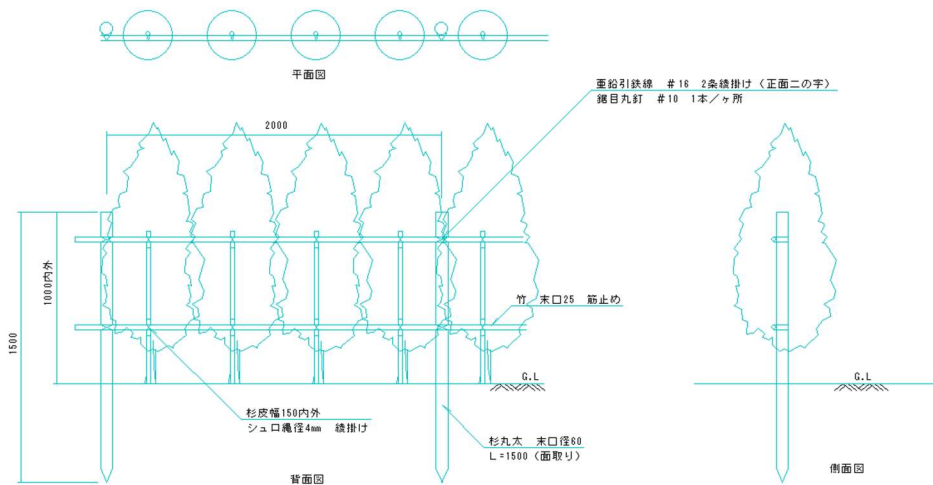
・二脚鳥居組合せ支柱



・八ッ掛支柱

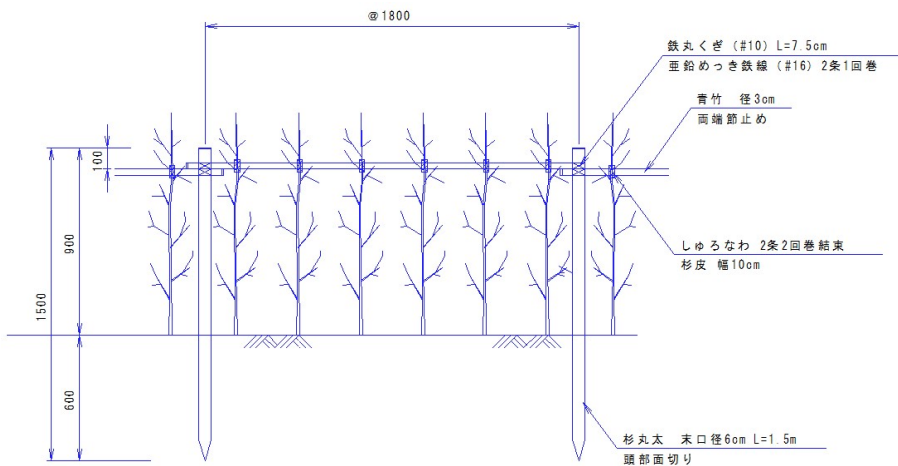


・生垣支柱





・布掛支柱



(2 2) 灌水

- 1) 着手前に現場を確認すること。
- 2) あらかじめ水鉢を作り、車両より降り、流水・漏水・根元の掘れのないよう、適量・適圧で行うこと。特に、樹種・生育状況等を考慮すること。土壌が固結し、水の浸透が悪い場合は適宜表面を軽く掘削し、浸透を改善すること。
- 3) 施工対象となっていない樹木でも、衰弱個体があれば監督員に連絡すること。
- 4) 必要水は、できる限り下水処理場の処理水（Q水くん）を使用すること。公園内の水は監督員の特別の許可がない限り使用しないこと。

下水処理場の紹介

- ・狭山処理場 大阪狭山市東池尻 6-1647 電話072-365-2490
- ・今池処理場 松原市天美西 7-265-1 電話072-336-7655
- ・北部処理場 泉北郡忠岡町新浜 3 電話072-423-2255

- 5) 灌水はできるだけ早朝及び夕方に行うこと。
- 6) 降雨により、灌水量と同程度の浸透水が一両日中に期待される場合は、監督員に連絡すること。

(2 3) 農薬使用工種共通項

- 1) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規、及びメーカーで定めている使用安全基準、また平成18年5月29日から、食品（農作物、加工品を含む）に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度が施行されているので、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意すること。
- 2) 週間予定表通りであっても、作業の前日に監督員に作業する場所・時間を連絡すること。
- 3) 必要水は清浄なものを使用すること。
- 4) 薬剤は十分攪拌し、農薬使用記録簿（使用年月日、場所、対象樹、農薬の種類、使用量を記載）を作成し管理すること。
- 5) 作業者はゴム手袋、マスク、ヘルメット、メガネ、被服等安全なものを着用すること。

(2 4) 薬剤散布

- 1) 原則、事前に隣接の住民へ作業に関する「お知らせ」ビラを配布するとともに、当日拡声器

により近隣住民に周知すること。

- 2) 歩行者をはじめ対象物以外のものかからないよう、風上から風下に向けて行い、また6時間以上降雨で流されないよう、天候を考慮すること。
- 3) 散布は噴霧器を使用し、圧力をその都度調整すること。そしゃく口を持った害虫（葉などを食べる害虫）及び、一般病害樹木を対象に行う場合は、枝、葉部分に十分付着するよう散布し、吸収口を持った害虫（注射針状の口で樹液を吸う害虫）を対象に行う場合は、害虫に直接かかるように散布すること。

## (25) 薬剤打込

- 1) 薬剤（アセフェート材カプセル）は本市より支給する。
- 2) 害虫の発生前に打込を完了しないと効果がないため（打込み数日後に効果発揮約2ヶ月持続）、監督員が指導する期間に必ず完了すること。
- 3) 監督員立会いにて行うこと。
- 4) 作業に使用する電動ドリルはカプセルの形状に適合した径9mmに限定する。地上150mmに100mm間隔で穴を開け、カプセルの臀部の赤色の部分を維管束部と必ず接して装着すること。この際、維管束に接していないと効果がなく、一旦、カプセルを打ち込むとカプセルは取り外すことができないので、細心の注意を払うこと。
- 5) カプセルは装着した後に愈合剤（トップジン等 支給品）を塗布すること。打込み2回目以降は、前回打込み箇所より100mm上部で打込こと。

## (26) 薬剤注入

- 1) 使用前に以下を確認し、対象が該当すれば監督員に連絡し、指導を仰ぐこと。
  - ・他剤が使用された痕跡がないか。
  - ・樹勢の弱った木、空洞や腐朽がある木、極端な老齢木がないか。
- 2) ミツバチに影響する恐れがあるため、施工時期は基本的に落花後～落葉前とする。
- 3) 薬剤を注入する部位は地際部を標準とする。孔は全方位にバランスよく配置すること。ただし明らかな腐朽部、あて材部、害虫の食害部は避ける。
- 4) 対象への注入量は下表。注入器は貸与する。サクラ類に施工する場合、1孔当たり4mLを注入する。

注入部直径	使用量/本・回	孔数/本・回（サクラ類の場合）
6cm～10cm	8～12mL	2～3
10cm～20cm	12～24mL	3～6
20cm～30cm	24～36mL	6～9
30cm～40cm	36～48mL	9～12
40cm～50cm	48～60mL	12～15
50cm～60cm	60～72mL	15～18

- ・上表以降、直径が10cm増す毎に12mL（=3孔、サクラ類の場合）を追加する。
  - ・上表の小径木に使用する場合は、専用の注入補助器（貸与する）を挿入し使用、若しくは所定量を2孔以上に分散させる。
  - ・サクラ類の株立ち個体で地際部への施工が困難な場合は、各幹枝を1個体とみなしてできるだけ幹枝元に施工すること。
- 5) 穿孔前に、注入部周辺に付着している土ほこりを手ホウキ等で清掃する。
  - 6) 薬剤注入孔は、ドリル等を用いて注入部位に径10mm、斜め下方向に45度の角度、深さ6～7cmで開ける。

- 7) 注入後、トップジンMペースト等の癒合材を、孔を塞ぐように塗布する。
- 8) 施工した個体を誤って食用すると健康被害を起す恐れがあるため、施工後、施工した旨を周辺通行者に通知するラミネートフィルム等を現場に掲示すること。

## (27) サクラ類穿孔性害虫防除シート巻き

シート巻きの障害となる、元径5cm程度までの枝については、監督員に確認の上剪定を行うこと。直径5cm以上の切り口にはトップジンMペースト等の癒合材を塗布すること。特に若木や細枝に対してはガンタッカー針の使用は必要最低限とすること。

- 1) 地際から樹高2mの範囲における幹枝の直径が5cm以上の部位にメッシュシートを筒状、二重、だぶつく程度に巻く。このとき、根元に近い方の径を基準に巻くと軸方向に平行に、ゆるく巻くことができる。仰角45度未満で分岐している枝に対しては、分岐から50cmの範囲に同様の処置を行う。
- 2) ガンタッカー針でシートを仮止めし、軸方向の端部にガムテープを隙間なく張る。めくれ防止のためガムテープ上を数箇所ガンタッカー針で固定する。
- 3) 元口、末口とも端部を紐で隙間無く縛る。
- 4) 分枝部はシートをおむつ状にして二重に覆い、紐、ガムテープ、ガンタッカー針で隙間を無くす。
- 5) 地際は地表根に対し、幹端から最大50cmの範囲でシートを切り貼りしてスカート状、二重に覆い、紐、ガンタッカー針、目串で根や地面に固定し、できるだけ隙間を無くす。目串で根を傷つけないよう注意すること。
- 6) 紐はポリプロピレン製、φ5mm、黒色を標準とする。
- 7) ガンタッカー針は幅12mm、足長8mmを標準とする。
- 8) ガムテープは布製、黒色とする。
- 9) 目串は芝用、竹製、長さ15~20mmを標準とする。
- 10) メッシュシートはポリエチレン製、黒色、目合い4mm以下、ラッセル編とする。
- 11) 幹にNo.テープ、樹名板等附属物が設置されていればシートの上から再設置する。



※上記写真は施工方法をわかりやすくするため白い材料で行っている。仕様は全て黒。

### (28) サクラ類穿孔性害虫防除シート撤去

サクラ類穿孔性害虫防除シート巻きで敷設したシートの撤去を行う。

- 1) 幹枝に打ち込んだガンタッカー針はペンチ等で全て抜取ること。
- 2) 地面に打ち込んだ目串も抜取るが、抜取る際に根を傷つける恐れのある個所は、地面に埋設する等周辺通行者が躓かないようにすること。
- 3) 幹に No. テープ、樹名板等附属物が設置されていればシート撤去後再設置すること。

### (29) サクラ類穿孔性害虫点検

サクラ、ウメ、モモ、スモモ等に穿孔する害虫の有無を目視で点検し、害虫を発見した場合駆除を行う。

- 1) 点検・駆除する範囲は地際から樹高 4m までとする。
- 2) 捕虫に必要な網は貸与する。

### (30) エアレーション

- 1) 実施時期は2月下旬～3月中旬を想定の上、事前に準備すること。なお、芝生の利用状況に配慮した実施計画をたてること。
- 2) コアリング式エアレータ 1 t トラクタ牽引で、作業幅 910 mm を標準とする。スパイクを使って回転によって、地中に差し込み土壌をえぐり取り（コアリング）作業する。コアの深さは 70～100 mm 程度、間隔は 50～150 mm 程度で芝生全面にムラなく作業すること。
- 3) 作業後は目土（川砂等）をレーキ等で芝生広場全体に均すこと。目土は監督員にサンプルを渡し、事前に承諾を得ること。

### (31) 掘取

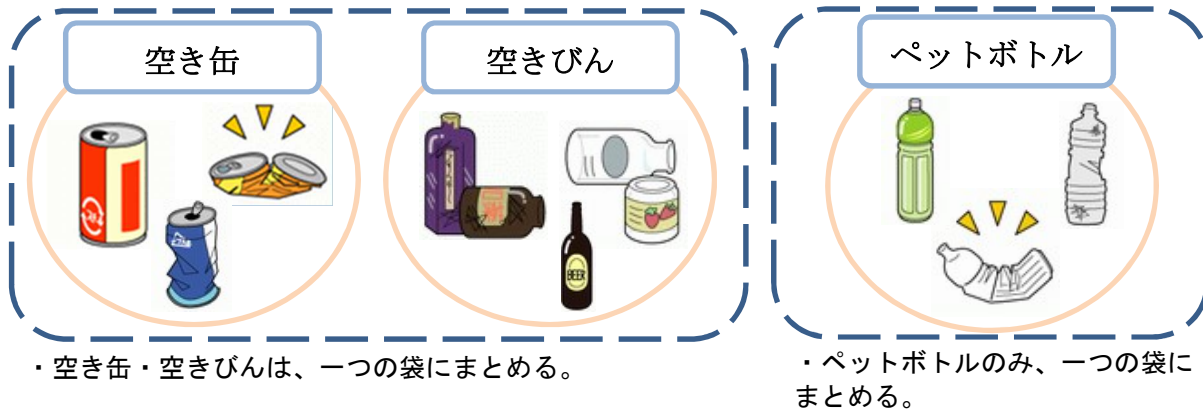
- 1) 根鉢の大きさは低中高木植栽工の通りとする。
- 2) 極力細根を残し、切断した切口はわら縄、こも等で十分養生する。鉢型は側面垂直とし、側根がなくなってから、根底に向かって丸味をつけて、掘下げること。
- 3) 鉢巻はわら縄、こも等を用いて、土が脱落しないように巻くこと。
- 4) 周辺樹木、構造物、埋設物、民家の壁などを破損しないように注意深く行うこと。
- 5) 掘取後、直ちに良質土で埋め戻し、地表面を均して危険のないように処置すること。

## 別紙（空カン・空ビン・ペットボトル分別方法）

業務において発生するカン・ビン・ペットボトル等については、資源の再生利用を目的に、下記のとおり分別を行うものとする。

### 【リサイクルが可能なもの】

- ・容器の内部に液体がないものであり、常識の範囲で汚れていないもの  
（出来る限り蓋が外れているものが望ましい。また、ラベルを取り外す必要はない。）



### 【リサイクルが不可能なもの】

- ・容器の内部に液体が残っているもの
- ・容器の汚れがひどいもの
- ・スプレー缶等（火災事故につながる等の危険性のあるもの）



出典：経済産業省ウェブサイト

(<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>)

ご迷惑をおかけします

除草・樹木剪定を  
行っています

令和〇〇年〇月〇日まで

時間帯 9:00 ~ 17:00

〇〇公園ほか樹木等管理業務

発注者（監督者）堺市〇〇公園事務所

電話 072-〇〇〇-〇〇〇〇

受注者（施工者）株式会社 〇〇造園

業務責任者 〇〇 〇〇

電話 072-〇〇〇-〇〇〇〇